

2013年9月25日

原発事故子ども・被災者支援法の基本方針案についての質問

<質問項目>

1. パブコメの取り扱いについて

- 1) パブリック・コメントは何件集まったか？ どのような意見が多かったのか？
- 2) 復興庁としてはどのようにとりまとめ、どのように公開するのか？
- 3) 自治体からの意見は何件あったか。リスト等を開示されたい。
- 4) パブリック・コメントをどのように基本方針案に反映するのか？
- 5) パブリック・コメントの検討過程を、法第十四条の規定（※）に基づき、公開すべきだと考えるが、いかがか。

※ 子ども・被災者支援法の第十四条では、「国は、第八条から前条までの施策の適正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるものとする

2. 公聴会の開催について

各地で公聴会を開催し（福島県内外、ホットスポットがある近隣県、避難先である京都・山形・新潟・札幌など）、基本方針案を見直すべきだと考えるがいかがか。

3. 支援対象地域について

少なからぬ自治体や市民が、「年間放射線量が 1 mSv を超える<汚染状況重点調査地域>を、支援対象地域に指定すること」と要望している。これを基本方針案に反映させるべきではないか。反映できないとすれば、その理由は何か。

なお、復興庁は、第八条の規定にも関わらず、支援対象地域の「放射線量の一定の基準」を決めなかった理由として、「分断をまねく」ことをあげた。しかし、福島・東京での説明会の際に、多くの発言者が、「根拠のない支援対象地域の設定こそが分断をまねく」としたが、そのことに関する満足のいく反論はなかった。

さらに「汚染状況重点調査地域」はすでに指定実績があるため、「分断」と

いう理由は該当しないのではないか。

4. 住宅支援について

- 1) 東京での説明会の際に、借り上げ住宅制度（民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅の供与）の新規受付の再開を要望したところ、浜田復興副大臣は「持ち帰る」と発言した。ご検討状況はいかがか？
- 2) 借り上げ住宅制度については、「平成 27 年 3 月末まで延長」とされているが、毎年小刻みな延長を繰り返すことは、いつまでつづくのかわからず、避難者の将来の人生設計を困難にしている。長期（たとえば 10 年）の延長を要望したいがいかがか。
- 3) 借り上げ住宅制度は、現在、基本的には「借り換え」が認められていない。しかし、長引く避難で、出産・子どもの成長に伴って、避難者には借り換えるの必要性が生じている。借り換えも認めていただきたいがいかがか。
- 4) 復興庁の基本方針案では、公営住宅への入居の円滑化があげられており、これは公営住宅法に基づき、「住宅困難」要件を避難者にも適用するということであった。一方で、果たして県外避難者が公営住宅を利用できるのかという疑問がある。
避難者の利用可能性について、復興庁として、どのような検討をされたのか、ご教示いただきたい。とりわけ、東京・京都・大阪・愛知・新潟・山形・札幌など避難者が多いとされている地域の公営住宅の空き室状況についてご教示いただきたい。
- 5) 既存の公営住宅が逼迫しているまたは避難者にとって利用困難な状況にある場合、福島県外への自主的避難者を含む避難者を対象にした災害公営住宅の整備が必要となると思われるがいかがか。

5. 健康支援について

- 1) 「子ども・被災者支援法」の第十三条第二項（※）、同第三項（被災者の医療費の減免）について、基本方針に盛り込み、検討手法やスケジュールを示すべきだと考えるがいかがか。

※第十三条第二項 子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2) 第十三条第二項でいう、「一定の基準以上の放射線量が計測される地域」に

については、市民団体から「少なくとも、年間放射線量が 1 mSv を超える<汚染状況重点調査地域>をすべて対象とすべき」と要望してきているが、改めて要望したい。いかがか。

- 3) 環境省が設置する有識者による委員会への被災者および本問題に取り組んできた弁護士を加えるべきである。また委員会での議論はすべて公開すべきと考えるが、いかがか。

以 上

連絡先 : FoE Japan 満田 (090-6142-1807)